

政務活動費収支報告書

令和6年3月29日

天草市議会議長 中尾 友二 様

議員名 若山 敬介

天草市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

1 収入（政務活動費） 360,000 円

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費	123,075	北海道旭川市、江別市視察研修 (令和5年10月18日～20日)
研修費	251,044	・地方議会議員研究会研修（令和5年5月10日～12日） ・第23期自治政策講座（令和5年7月31日～8月3日）
広報費	0	
広聴費	0	
要請・陳情活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	0	
人件費	0	
事務所費	0	
その他の経費	10,250	タブレット使用料
合計	384,369	

（備考） 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額（市へ返還） 0 円

様式第5号(第5条関係)

支 出 明 細 書

年 月 日	金 額	支 出 先	目的、品名等	備 考
令和5年5月2日 ～5月11日	118,334 円	熊本旅行(株)熊本デスク、他	地方議員研究会研修「基礎からわかる認知症問題・基礎からわかる学校統廃合」 令和5年5月10日～12日	研修費 1
令和5年7月26日 ～8月2日	132,710 円	熊本旅行(株)熊本デスク、他	第23期自治政策講座「これからの社会に備える自治体の課題」参加令和5年7月31日～8月3日	研修費 2
令和5年9月15日 ～10月20日	123,075 円	熊本旅行(株)熊本デスク、他	北海道旭川市・江別市視察 研修 令和5年10月18日～20日	調査研究費 3
令和5年4月20日 ～令和6年3月19日	10,250 円	天草市長 馬場昭治	タブレット使用料 令和5年4月～7月 $104,000\text{円} \div 26\text{名} = 4,000\text{円}$ 令和6年1月～3月 $39,000\text{円} \div 26\text{名} = 1,500\text{円}$ 合計 $(4,000\text{円} \times 4\text{月} \times 1/2 + 1,500\text{円} \times 3\text{月} \times 1/2) = 10,250\text{円}$	その他の経費 4
合計	384,369 円			

視察・研修明細書

研修日：令和5年5月10日（水）～12日（金）

研修先：東京都千代田区有楽町

研修内容：地方議員研究会研修 「基礎からわかる認知症問題・基礎からわかる学校統廃合」

領 収 書 添 付 書

No. /

議員名 若山 敬介

領 収 証

若山 敬介 様 No. 657

金額		¥ 85500 -
----	--	-----------

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

消費税額等(%)



200円

登録番号

但 無空券 宿泊代 657 (5/10~12)

R5 年 5月 2 日 上記正に領収いたしました

熊本旅行株式会社 天草デス

〒863-0013 熊本県天草市今釜新町3486

TEL 0969-27-0085 FAX 0969-27-0086

代表 江口奈美

GR1622

/-1

LAWSON

令貢 又 言正

若山 敬介 様

ご利用日付 2023年05月10日

時刻 14時33分

カード番号 [REDACTED]

取引内容 チャージ ¥2000-

伝票番号 4146

- ・毎度ありがとうございます。
- ・この控は大切に保存してください。

羽田空港第2ターミナル駅
券B 14発行
東京モノレール株式会社

/-2

築地二丁目店
東京都中央区築地2-15-13
電話:03-5565-0828 店コード:201282
2023年5月11日(木) 07:10
レジ:#2 02567 対応:04082631

【令貢又言正】

コカ・コーラ 300ML	108軽
LW ダブルヒップ テニッシュ	149軽
LW 絶品練乳ミルクラン	138軽
金しゃり いくら醤油漬	279軽
手巻 明太子マヨネーズ	160軽
合計	¥834
(内消費税等	¥61)
(8%対象	¥834)
点数	5個

上記正に領収いたしました
お預り合計 ¥1,000
お 金 務 ¥166

軽印は軽減税率対象商品です。

/-3

- * 調査研究費及び研修費については、一回の視察分の領収書等は、まとめて添付できます。
- * まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

領 収 書 添 付 書

No. /

議員名 若山 敬介

領 収 証

2023 年 5 月 11 日

若山敬介

様

★ ￥30,000

但 5/11 10時～ 基礎からわかる認知症問題

5/11 14時～ 基礎からわかる学校統廃合

研修会受講代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1丁目2-2

大阪駅前第2ビル2階5-6号室

TEL 050-6868-9678

/ - 4

* 調査研究費及び研修費については、一回の視察分の領収書等は、まとめて添付できます。
* まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

研修報告①

○調査日 令和5年5月11日（木）

○調査先 東京都千代田区有楽町（新有楽町ビル2階研修室）

○調査内容 基礎から分かる認知症問題

○参加者 天草市議会議員 若山敬介

【研修目的】

天草市だけではなく全国的な問題として少子高齢化が取り上げられている。特に、高齢化率の度合いが高く、今後も人口あたりに占める高齢者の数は右肩上がりとなっていく。その高齢者を抱える問題の一つとして認知症の事例が増えている。根本的な知識を学習するとともに現況把握や対策を学ぶことが重要であると考え受講した。

【調査内容】

講座については、日本公共経営研究所の宮本正一氏が講演された。1時限目は、アルツハイマー病について厚生労働省のデータによると、2012年認知症患者は462万人（対高齢者人口7人に1人）、2025年には700万人（5人に1人）と増え続ける。認知症は症状であって病名ではない。アルツハイマー病の原因は、高齢化（いわゆるリスクが上がる）である。古代においては、心は心臓に宿ると言われていたが、心には何もなく全て脳がつかさどる。脳は、1日消費カロリーが500キロカロリーあるので体を動かさなくても腹は減る。神経伝達物質が100種類以上存在している。脳を左右に解剖すると、大脳・間脳・中脳・橋・延髄とに分けて見える。五感別に解剖すると大脳表面積割合で視覚が83%ある。従って、選挙におけるポスターは良い物を作ることが重要である。脳を前後に解剖すると海馬における隙間の大小によってアルツハイマー病の検知ができる。昔のことを憶えているのは長期記憶、同じことを何度も言うのは短期記憶で分けられる。神経伝達物質と病気の関係性は、ドーパミンがニューロン軸索から多ければ統合失調症、少なければパーキンソン病。ノルアドレナリンが多すぎれば、不安（そう病）、少なければ、うつ病となる。アセチルコリンが多すぎればパーキンソン病、少なければアルツハイマー病となる。アルツハイマー病は、海馬を中心に脳の萎縮と短期記憶力の低下がみられる。その他、レビー小体型認知症や脳血管性認知症、前頭側頭葉変性症（ピック病）等があり一般的に認知症の症状がみられても病名を判断するのは難しい。検査をする上で、MRI検査とスペクト検査ができる病院があるのか調べておく必要がある。2時限目は、介護保険について、2000年に施行された介護保険法については、第一条の一文に「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」と謳っている。介護保険制度の基本的な仕組みは、市町村（保険者）とサービス事業者と加入者（被保険者）とによって成り立っている。介護保険料については、利用者の増大により介護費用に費やす金額が増大することで、65歳以上が支払う保険料も3年ごとの見直しを経て高くなっている。平成26年施行の地域医療介護総合確保推進法においても、地域包括ケアシステム体制の確立の為には、介護保険法の軸が

変わっていない。日本の将来人口推計を見ても 75 歳以上の高齢者数の急激な増加が予測されている。地域医療情報システムにおいて、自分たちの自治体の現状の数値を把握しておくこと。今後の介護保険を取り巻く状況として、65 歳以上の高齢者のうち、認知症高齢者は確実に増えしていく。認知症とは、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度まで認知機能が低下した状態として政令で定める状態。3 時限目に、これから認知症への取組として、新オレンジプラン（認知症高齢者等にやさしい地域づくり）という総合戦略が策定されている。基本的な考え方は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。そこで①認知症への理解を深めるための普及啓発の推進②容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供③若年性認知症施策の強化④介護者への支援⑤やさしい地域づくりの推進⑥予防法・診療法・リハビリテーションモデル・介護モデル等の研究開発⑦認知症の人やその家族の視点の重視。認知症への理解を深めるための普及・啓発においては、小・中学校で認知症サポート一養成講座を開催することも重要である。適時・適切な医療・介護の提供においては、認知症初期集中支援チームの設置。やさしい地域づくりにおいては、高齢歩行者や運転能力の評価に応じた高齢運転者の交通安全の確保や成年後見制度や法テラスの活用促進。認知症は通訳が要ると知るべし。良いフレーズは、「さしせせそ」さすがです 知らなかつた ステキ 世界が広がつた そうですね ×のフレーズは「かきくけこ」悲しい 聞いた くそつ けちつ こらつ である。個人としても、認知症になる準備をしておくことも重要となる。記憶の扉ノートの作成。認知症の予防は、健脳食の実施（日常食のシンプル化）、活脳エクササイズ（刺激付与）の積極的実施、休脳日（時間）を作る。4 時限目として、認知症問題の取り上げ方は、①第 2 号被保険者の受給要件別割合②認定調査の特記事項の扱い③〇〇市版オレンジプランの作成④認知症サポート養成講座の市域内普及⑤認知症の早期診断サイト（MMSE）⑥若年性認知症の居場所づくりが挙げられる。

【市の課題等について】

天草市における認知症患者の実態把握が必要となる。現在でも、介護者手当等のサービスは実施しているものの、行政とサービス事業者のサービス提供内容については、深く掘り下げることもなかった。当然、介護保険サービスの一環として提供されていることから特に問題があれば別であるが、当然のサービス提供として安心していた感はある。今後増え続ける高齢者数を予測する時に、どのような体制や地域等を準備しておけば良いのか考慮することが大事であると学んだ。今後とも、高齢者の認知症患者数が増えることと、自分たちも他人事ではなく、その準備をしておくこと、その啓発も促すことも忘れてはいけない。議会の場においては、平等性のある介護保険サービスの現状を問うことも必要であるが、今後の介護保険サービス提供体制に対する備えや展望を執行部に聞いてみたい。各自治体には、その地域の特性に応じた取り組みも必要になってくるのではないかと思う。議会の場で提言していきたい。

研修報告②

- 調査日 令和5年5月11日（木）
○調査先 東京都千代田区有楽町（新有楽町ビル2階研修室）
○研修内容 基礎から分かる学校統廃合問題
○参加者 天草市議会議員 若山敬介

【研修目的】

天草市においては、学校規模適正化計画に沿って、合併後に学校統廃合が進められてきた経緯がある。しかし、少子化に歯止めがかからず学区単位において複式学級が出始めている。学ぶことの平等性を尊重するのであれば、再度の学校統廃合を考える時期がきているのではないかとの疑問から受講を希望した。全国的な流れを知ることも必要となるが、法律等の基礎を学び、いかなる時期にいかなる方法によって学校統廃合を考えるのか手段を学ぶことを目的とした。

【調査内容】

研修①と同様に、日本公共経営研究所の宮本正一氏が講演された。1時限目は、我が国が直面する学校統廃合と題して、①通知から知る文部科学省のスタンス。平成27年1月27日に文部科学事務次官より「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について（通知）」が出されている。その中には、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれますとあり、公立小・中学校の学級数の標準や通学距離の条件を示すとある。その際、学校統合により魅力ある学校づくりを行う場合や、小規模のデメリットの克服を図りつつ学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられるとある。そして、「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を策定したとある。平成26年の「学校教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により新設された総合教育会議の活用等を含めた首長部局との緊密な連携について記載していることを踏まえ、手引について域内の市長村長に対しても周知をお願いすることである。なお、本通知及び手引の策定をもって、旧法律を廃止することである。学校の適正規模・適正配置の関係法令では、学校教育施行規則（昭和二十二年）第41条小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他より特別の事情のあるときは、この限りでない。中学校については、第49条において準用。義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年）第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の号に掲げるものとする。一学級数がおおむね十二学級から十八までであること。二通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。3 統合後の学校的学級数又は通学距離が第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事項を考慮して適當と認めるときは、当該学級

数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するとみなす。少子化に対応した活力ある学校教育への支援策（案）として、①知見や事例の普及●「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の策定●統合プロセスや統合後の教育活動について指導・助言●モデル事例の創出・周知②東郷公の教育環境の整備支援●施設整備補助●教員定数の加配●東郷港における特色ある教育活動への支援③小規模校の教育活動の高度化支援●小規模のデメリットを克服し、メリットを最大化する教育手法の開発④休校している学校の再開支援●施設の大規模改造・長寿命化改良への補助●スクールバス・ボート購入費補助●再開支援の取組をモデル指定し支援⑤地域コミュニティの維持・強化●コミュニケーションスクールや学校支援地域本部などを通じた学校を核とした地域力強化の推進●廃校の有効活用への支援●文化・スポーツなど地域振興のための事業の紹介⑥通学の支援●遠距離通学費補助。学級別学校数（小学校）では、46.5%、中学校では51.6%が適正規模以下である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要に、主張は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して、教育の振興に関する施策の大綱を策定するとある。少子化対策の別法律として、まち・ひと・しごと創生法が平成26年11月28日に施行された。この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保するとある。もう一度自分たちの行政の計画を見直すことも重要である。交通アクセスが良くなれば、所得は減る。2時限目は、地元の学校が亡くなる！その時の議員としての関わり方。寝屋川市は、校区問題審議会への諮問、答申を教育長へ提出し、本会議に「学校設置条例の一部改正案」を上程した。廃校の官民連携の事例分類維として①直営②無償賃貸③有償賃貸④売却⑤PFⅠ方式がある。平成30年度に廃校施設等活用状況実態調査が実施され、施設が現存している廃校の数が6580校そのうち活用されているもの4905校（74.5%）活用されていないもの1675校（25.5%）がある。廃校よりも活用を目指す動きがある。新生校という言葉を誕生させる。3つの条件として、①宿泊施設を有している②ビジネススタートアップの機能を有している③地元雇用に貢献していることである。

【市の課題等について】

国における教育に関する法律や通知・通達・指導の下において、各教育委員会は地元の状況に適した計画により学校規模の適正や配置基準を決めていることは確かである。しかし、教育委員会が、統廃合の時期を見誤れば、児童・生徒の教育における平等性は損なわれていく。行政は、保護者優先や地域優先を盾に計画変更を認めようとしない場合もある。学校給食の無償化にしても学校給食法という法律に縛られて変化を容認しない実態がある。しかし、法律を変えることは出来るし、その事例も多くある。教育の一番筆頭にあるのは教育を受ける児童・生徒である。国もこどもについての支援を本格的に始めたように、自治体の変革を求めて提言を行う。

視察・研修明細書

研修日：令和5年7月31日（月）～8月3日（木）

研修先：東京都

研修内容：第23期自治政策講座in東京「これからの社会に備える自治体の課題」

領 収 書 添 付 書

No. 2

議員名 若山 敬介

領 収 証

若山 敬介 様 No. 830

金額

¥ 97000 -

内訳

但 一航空券・宿泊代として

現金

R5年7月26日 上記正に領収いたしました

小切手 /

手形 /

消費税額等(%)



登録番号

消費税額等(%)

熊本旅行株式会社 天草デスク

〒863-0013 熊本県天草市今釜新町3486

TEL 0969-27-0085 FAX 0969-27-0086

代表 江口奈美

GR1622

Z-1

R5年7月31日(月)

令賀 又 言正

若山 敬介 様

¥ 3,000 -

(但し、御食事代として)

もみじ灯／いち凜
東京都新宿区市ヶ谷田町1-2-1
戸塚ビル 2F・3F
TEL: 5579-8458

担当者

0001-8999

Z-2

領收証

利用年月日 2023年07月31日

カード番号

(税率: 10%)
取引内容 チャージ*ご利用金額 2000円
(*は不課税)

- ・毎度ありがとうございます。
- ・この領收証は大切に保存してください。

発売駅名 羽田空港第1
号機番号 券A11
伝票番号 8112

登録番号 T4010401020347
東京モノレール株式会社

Z-3

*調査研究費及び研修費については、一回の視察分の領收書等
*まとめて添付する場合、領收書等が重ならないようにしてください

領 収 書 添 付 書

No. 2

議員名 若山 敬介

領 収 証

文京市議会議員 若山 敬介様

No.

★ ¥ 30000 -

但 第23期自治政策講座の運営費として

2023年8月 /

日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
印 紙	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8

イマジン第2オフィス

自治体議会政策学会
会長 竹下謙

コクヨ ウケ-1097

2-4

セブン-イレブン
市ヶ谷馬場店
東京都千代田区五番町3番1

電話 : 03-5226-8805 レジ#1

2023年08月02日(水) 11:40 責239

領 収 書

7P カフェラテ スイートミルク300ml	*208
わかめ御飯おむすび	*110
手巻寿司北海道産納豆巻	*180
いなり寿司わさび	*160

小計 (税抜 8%)	¥658
消費税等 (8%)	¥52

合計	¥710
(税率 8%対象)	¥710
(内消費税等 8%)	¥52

PASMO支払	¥710
---------	------

お買上明細は上記のとおりです。
[*]マークは軽減税率対象です。

PASMO番号 [REDACTED]

PASMO残高 [REDACTED]

伝票番号 230-802-121-5921



2-5

*調査研究費及び研修費については、一回の視察分の領収書等は、まとめて添付できます。
*まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

研修報告③

- 調査日 令和5年8月1日（火）
○調査先 東京都千代田区（自動車会館2階研修室）
○研修内容 巨大災害に備える防災・減災－関東大震災の復興の歴史から学ぶ－
○参加者 天草市議会議員 若山敬介

【研修目的】（第1講座）

近年、全国各地で経験したことのない災害が発生している。台風・地震・大雨等の自然災害によって甚大な被害が起こっている。近くでは、熊本地震や大雨による家屋損壊や床上・床下浸水、土砂崩れによる家屋・水田・農業被害が広がっている。災害に対する備えは、防災計画等によって示してはあるが、現実にどのような規模かによって事後処理の対応も異なってくる。東日本大震災後に天草市における防災を問うたことはあったが、今一度災害に対する意識と復興にどのようなことが必要となるのか自分たちが住む自治体との比較をすることも重要だと考え受講した。

【調査内容】

第1講義は、名古屋大学減災連携研究センターの武村雅之教授が、関東大震災を入念に調査して、復興に至る経緯を教授された。関東大震災（大正12年発生）と阪神・淡路地震（平成7年発生）と東日本大震災（平成23年発生）を比較して、地震規模・死者・不明人数・家屋被災世帯数・経済被害（損害総額・GDP・GDP費・国家予算・予算比）をそれぞれの数字や金額で示された。関東大震災と東日本大震災の比較で驚くのは、死者・不明数が約10万5千人と約1万8千人、家屋被災世帯数が、関東大震災が約70万、東日本大震災が約30万、国家予算比が関東大震災は、36.7%に対して、東日本大震災は、18.4%であること。関東大震災においても地震による津波被害等はあり地すべりによる家屋被害も発生しているが多くは火災の延焼による家屋被災が最も大きいと証明されている。神奈川県を中心とした震源地が、東京に及ぼした影響は大きく、その当時の住居の状況を調査していくと悪辣な住環境において生活を強いられていたことが解る。その後の復興に一番重要なのは、耕地整理だと言われている。元あったところに家を建ててしまえば元々道路も無かった状況に手を入れることはできない。そこで、県の農務課長を中心として、農地と住居を分けて耕地整理組合を基に、災害に強い農地・住居への取り組みが強化された。罹災民への救援・救済は、郡役所が中心となって県などへ働きかけて、炊き出し米や飲料水の確保、さらには小屋掛けなどが行われた。府県市による罹災救助基金で賄われていたが、実際には義捐金が使われた。当時の東京における人口は、227万人で罹災者は170万人、家屋喪失生存者は、136万人、その内、67万人が他府県に避難した。残りの69万人の内、12.5%（約8万人）が公設バーラックに住んでいる。この復興に当たって、国はどうしていたのかというと後藤新平総裁を中心とした帝都復興院は予算規模が小さく、都市計画を中心として復興に対する予算を含んでいなかった、そこに井上準之助蔵相が、復興に関する予算を増額し、事業に取り組んで行った。土地区画

整理の原則は、誰一人として地域から引っ越しをさせないために、土地所有者から1割（減歩率）の土地を無償で提供してもらい、それで道路を作り、残りの土地を所有分に応じて分けて住み直す。減歩率が1割以上になる場合にその分を補償することだった。東京が最大の被災地となった原因は、明治維新以降の産業都市化政策が都市の基盤整備をしないままに軟弱地盤上に人口集中を招いたことだった。先見の明があったのは、街路設計において、国、幹線道路（幅員22m以上としたことだった。現在の東京で地下鉄が通る道路はほとんどがこれに該当している。また、多くの反省から橋梁の架け替えには耐震耐火構造を施されている。区画整理の陰においては、寺院の移転も見逃してはならない。また、公園建設も復興のシンボルとされた。東京は、震災後の1932年、現在の23区内を広げたが、明治時代と同じように都市の基盤整備を怠り、人口集中を許した結果、今度は郊外に再び地震危険度が高い木造密集地を抱えることになった。64年東京五輪の功罪は、高速化の弊害として、空襲から生き残った震災復興の遺産である公園・橋・水辺が高速道路で破壊され、東京は、首都としての品格を失ったまま現在に至っている。効率化は不公平の真逆である。破壊して、失ってみて、初めて河川が確保していた空間の貴重さに気づいた都市住民の反省に基づく世論を背景に、今や再びあの過ちを繰り返してはならないとのことであった。

【市の課題等について】

市の災害対策においては、防災計画や水防計画に沿ったマニュアルが作成されている。しかし、現実に災害が発生する前や被災後の対応を如何に迅速に伝え、処理するかは災害の種類や大小によって変わってくる。昭和の大水害のように多くの死者が発生したことは近年無く、災害を経験した職員や消防団員も少ない状況である。災害は、無いに越したことなく、経験者が多数いて迅速な対応ができる幸いである。災害に対する危機管理を常時怠ることなく、地域防災に関する訓練の実施は必須となってくる。市民の防災意識をいかに高めていくかもカギとなる。災害は、忘れたころにやってくるという話は既にない。毎年のように台風や大雨による災害が発生している。我々の自然に対する甘えを捨てて、どう向き合うかを考え続けなければならない。市への防災の備えは十分であるかの問い合わせを続けるとともに、災害を受けた他自治体の備えや事後処理等を参考にしながら、より良い提言を続ける。

研修報告③

- 調査日 令和5年8月1日（火）
○調査先 東京都千代田区（自動車会館2階研修室）
○研修内容 行政のDX推進と自治体の課題
○参加者 天草市議会議員 若山敬介

【研修目的】（第2講座）

全国の自治体においてDXの推進が当たり前のようにになっている。デジタル社会の形成を国が推進することに連動して取り組みを行わない自治体は遅れをとり、取り残されいくという。しかし、本来行政が行う市民・住民へのサービスが確実に担保されるのかは不透明でもある。技術の進歩も目まぐるしく、対応できる職員力が問われている。このような状況を見据えて、何が必要なのかを研修する。

【調査内容】

第2講義は、東京都立大学法学部の大杉教授が、技術面ではなくDXをとりまく自治体の現状と展望について教授された。自治体にとってのDXとは、①DXへの不可逆的な流れとソサエティー5.0時代に求められる普遍的な価値②国によるデジタル関連の法整備と自治立法による対応（個人情報保護制度の共通ルール化、独自条例の制定）③国の施策の“転換”と自治体の実装（デジタル田園都市国家構想と地域創生）④求められるトランسفォーメーション（変容）{アイシャル（機敏）な行政である。デジタル社会の形成が{持続可能性} {ウェルビーイング} といった普遍的な理念・価値と接続していく。自治体の制作対応として、官民データ活用推進基本条例の策定やデジタル手続（オンライン化）条例の策定等をすることも重要である。他の例として、浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例や吉野町デジタル変革条例、都城市スマートシティ推進条例がある。国の施策の転換から自治体は変わってきた。令和元年に国は、まち・ひと・しごと創生基本方針2019を打ち出している。この時は、ソサエティー5.0の実現に向けた技術の活用を取り上げ、地方における実用化のイメージを出し、支援窓口を創設し、地方公共団体と関係省庁間の連携を強化した。2020には、地方創生の制作の方向として、地方における、医療、福祉、教育など社会全体の実装を推進することを通じて、デジタルトランسفォーメーション（DX）を強力に支援するとしている。次に2021では、新型コロナウイルス感染症による影響を加味しつつ、地方への移住に関する関心の高まりとともにテレワークを機に人の流れに変化の兆しがみられるなど、国民の意識・行動の変化や(1)地域の将来を「我が事」として捉え、地域が自らの特色や状況を踏まえて自主的。主体的に取り組めるようになる。2都会から地方への新たなひとやしごとの流れを生み出すことを目指す。これにより、訪れたい。住み続けたいと思えるような魅力的な地域を実現していく。この実現に向け、感染症が拡大しない地域づくりを含め、総合戦略に掲げた政策体系（4つの基本目標及び2つの横断的目標）に基づいて取り組みを進めるにあたり、新たに、3つの視点（ヒューマン、デジタル、グリーン）を重点に据え、地方創生の取り組みのバージョンアップを図

りつつ、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔となって、政策指標をしっかりと立てて、全省庁と連携を取りながら政府一丸となって総合的に推進するとなってきた。その後、令和4年6月に閣議決定されたデジタル田園都市国家構想基本方針において、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すこととなった。計画策定の考え方として、デジタル田園都市国家構想実現のためには、①光ファイバー、5G、データセンター／海底ケーブル等のインフラ整備を地方ニーズに即してスピード感をもって推進、②「地域協議会」を開催し、自治体、通信事業者、社会実装関係者等の間で地域におけるデジタル実現とインフラ整備のマッチングを推進、③2030年代のインフラとなる「ビヨンド5G」の研究開発を加速。研究成果は2020年代後半から順次、社会実現し、早期のビヨンド5Gの運用開始を実現するとなっている。特に、光ファイバー整備は、2027年度末までに世帯カバー率99.9%を目指す。未整備世帯5万世帯については、光ファイバーを必要とする前地域の整備を目指す。5G整備は、全ての居住地で5Gを利用可能な状態を実現し、ニーズのあるほぼ全てのエリアに、5G展開の基盤となる親局の全国展開を実現する。データセンター／海底ケーブル等整備においては、データセンターを10数か所の地方拠点を5年間程度で整備し、海底ケーブルは、日本周回ケーブルや陸揚局の地方分散を図る。ビヨンド5G（6G後）については、研究開発を加速し、2025年以降順次、社会実装と国際標準化を強力に推進するとなっている。自治体に求められるトランスフォーメーションは、アジャイル（機敏）な行政である。今後、業務改善や発想の転換、自治体のクラウド化、市民からの情報提供による効率的で迅速な対応である。自治体のDXへの展望として、普遍的な価値・理念を基盤とした取り組みが必須となる。DXは手段であり、DXを手段とした地域づくり、DXを媒介とした多様な連携・交流（協創）、DXを基盤とした協創、そこが狙いである。地域の実情に合わせた“場づくり”プレイスメイキングと“機会づくり”をDXによる創発で行うこと。“人財”が決め手となる。デジタル人材の確保・育成とEPMマインと醸成が必要であるとのことであった。

【市の課題等について】

我が国のIT戦略は、平成13年の「e-Japan戦略」からはじまり、主にインフラ整備とIT利活用を推進され、その後、政府CIOの設置及び官民データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱として推進してきた。このように國の方針の転換に地方自治体が追いついていけない状況が続いている。しかし、國のデジタル田園都市国家構想にも謳われているように「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すことは全国の自治体一致している。その為には、人材の確保と育成は待ったなしの状況である。住民サービスの向上を目指して、行政のさらなる効率化や意識の改革を後押ししたい。今後、國のフォローアップもあることから、研修を深めつつ提言をする。

研修報告③

- 調査日 令和5年8月2日（水）
○調査先 東京都千代田区（自動車会館2階研修室）
○研修内容 少子化に挑む「子どもにやさしいまちづくり」
○参加者 天草市議会議員 若山敬介

【研修目的】（第3講座）

全国的に子どもを産み育てやすい環境整備に力を入れて移住・定住を図る自治体が増えている。天草市における少子高齢化の波は、他の県内自治体の中でも最先端を行っている状況にある。生まれてくる子どもの数を主とするのか、子どもを産み育てられる環境を主とするのか悩ましい。高齢者の問題や生産年齢者数の減少、そして教育や福祉の問題と山積している本市における打開策を見つけるため研修した。

【調査内容】

第3講義は、大妻女子大教授・千葉大学名誉教授の木下教授が、国の子ども政策に関する法律の編纂や経緯を経て、どのような目指すべき将来像を作り上げていけば良いのか講義された。まず、こども基本法・こども家庭庁への期待とは何かについて。この法律は、はじめて子どもの権利条約に対応した包括的基本法である。差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存・発達の権利、子どもの意見の尊重（意見表明・参加）という子どもの権利条約の4つの一般原則から成り立っている。一方、独立した子どもの権利擁護の機関（子どもコミッショナー）は見送られた。子どもの権利条約は、1989年国連で採択され1990年に発効された。日本は、1994年4月に批准、5月に発効された。しかし、2022年にこども基本法案、子ども家庭庁設置法案が参議院にて可決され、2023年4月施行された。いわゆる失われた30年と言わざるを得ない。子どもの権利を守り、少子化対策を根本的に考えるならば、これまでの中央集権体制を見直し、地方自治の充実、そのための支援、パートナーシップを推進するものに変えなければならない。成熟した社会において、中央集権体制そのものの形を変えていく必要がある。「子どもが幸せであるかどうかが、社会が健全で政治がうまくいっているかどうかの証である。=子どもにやさしいまちは全ての人にやさしい」ということなる。

【市の課題等について】

現在の天草市においては、市民バランスを考慮して子どもだけに特化した政策は行っていない。その事が決して少子化の問題の原因とも思えない。子どもの権利を守り、持続可能で、包括的で、子どもにやさしく、住みやすく、訪れやすい場所としてのまちやコミュニティブランドを確立することで、地域経済を活性化し、地元企業に利益がもたらせれば理想である。子どもに視点を移すことで、見えてくる政策もある。いろいろな条例を作ることで、世界基準に合ったまちづくりもできると考える。今後とも、子ども達や親世代の声に耳を傾け、安心安全なまちづくりのために提言する。

研修報告③

○調査日 令和5年8月2日（水）

○調査先 東京都千代田区（自動車会館2階研修室）

○研修内容 先進政策のヒント行政・議会・市民が取り組むべきこと

○参加者 天草市議会議員 若山敬介

【研修目的】（第4講座）

地方分権改革と呼ばれて久しい。これまでの地方分権によって何がどう変わったのか検証することも重要である。合併から18年を迎えた天草市における現況と課題を探るべく研修した。

【調査内容】

第4講義は、地方自治研究者・政策起業家・元相模女子大学教授の松下先生が、令和という時代に地方自治体は何をなすべきか、そして議会はどう動くべきか、市民はどうかかわって行けば良いのかを講義された。

地方自治法は、昭和22年、75年も前に作られた。その際、何が課題か、だれが担うか、どんな手法なのかで違ってくる。地方自治法はそのことに対応できていない。その対応策の一つが、2000年4月に施行された第一次分権改革である。これは、475本の法律を一括して改正されたものである。概要は、●機関委任事務制度●国の関与の新しいルールの創設●権限移譲であった。次に、第二次分権改革では、地方に関する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国と地方の協議の場の法制化、国から地方への事務・権限の委譲等）である。これまでの自治体は、公私二分論であったが新しい公共論として政策対象が広がった。これから自治経営者は、もう一つの住民自治を促進し、自治の当事者として主体的に行動する住民を促すことである。まちの当事者として主体的に取り組む仕組みとして、住民自治を推進する条例を作ることも必要である。また、日本の人口構成に目を向けると15歳から39歳までの若年層が多く、政治・政策に参画出来ていない。若者条例を作っている自治体もある。引きこもりには、20代が多いので、もっと目を向けて自治体が補完することも重要なことであった。

【市の課題等について】

現在の天草市においては、全てとまで言わないが行政を補完する条例や規則であって住民主体の住民の為の条例や規則が存在していない。そこには、私的な部分に踏み込めない独特な公共領域というものが存在してきた。しかし、現在問題となっている「空き家」・「ごみ」・「孤立」等の課題は、私的な部分に立ち入らないと社会的問題としてクローズアップされ、その解決を自治体に求められている現状がある。まず、国における法律の改正が必要となるが、法の不足を補う地方の条例を整備することも重要である。今後、行政だけではなく住民主体の支えが必要となることから、支える人を支える政策のために条例や規則を打ち出していけるように提言していく。

視察・研修明細書

No. 3

視察日：令和5年10月18日～10月20日

視察先：北海道旭川市、北海道江別市

参加者：6名（若山敬介、中尾友二、前田正之、濱洲大心、竹本 亨、吉田 修）

支出日	支出目的	領収金額	按分額(円未満切り捨て)	政務活動費充当額	領収書番号
10月10日	視察先へのお土産代(2か所)	12,000	2,000	2,000	3-1
10月18日	昼食代	5,900	983	983	3-2
10月18日	夕食代	31,800	5,300	3,000	3-3
10月18日	バス代 (旭川空港～旭川駅)	4,500	750	750	3-4
10月19日	昼食代	5,100	850	850	3-5
10月19日	夕食代	35,412	5,902	3,000	3-6
10月19日	タクシー代 (大麻駅～ココルクえべつ)	2,380	396	396	3-7
10月19日	タクシー代 (ココルクえべつ～大麻駅)	2,380	396	396	3-8
10月19日	ICTパーク視察利用料	30,000	5,000	5,000	3-9
10月20日	昼食代	9,438	1,573	1,500	3-10
9月25日	航空券、JR券(旭川駅～大麻駅) ホテル代	103,200		103,200	3-11
10月18日	交通費チャージ	2,000		2,000	3-12
	合計	244,110	23,150	123,075	

一人あたり政務活動費充当額 123,075円

※共通経費の領収書原本は濱洲議員報告書に添付

領 収 書 添 付 書

No. 3

議員名 若山敬介

領 収 証 天草市議会様 No. _____

金額	7 1 2 0 0 0
内訳	但みやん代及び送米代とい
現金	
小切手	1/2015年10月10日 上記正に領収いたしました
手形	天草市下浦町500-64
消費税額等(%)	
消費税額等(%)	

受入印紙

登録番号

GR1622

3-1

2023年10月18日(水)

領 収 証

天草市議会様

¥5,900-

上記正に領収しました (消費税等

但しお食事代として

東京エアポートレストラン株式会社

東京シェフズキッチン

03-5757-8868

※保管上のお願い

財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

¥536-を含みます)

現計

(消費税等

¥5,900-

¥536-を含みます)

6名分とて※食事代

担当者

1000-894

3-2

- * 調査研究費及び研修費については、一回の視察分の領収書等は、まとめて添付できます。
- * まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

領 収 書 添 付 書

No. 3

議員名 若山敬介

領

領 収 書

ご利用ありがとうございました

2023年10月18日(水) 16:10 002号機

¥3,750-

上記金額を領収いたしました
 〒078-8213 天草市議会様
 旭川市3条通り18丁目左3号
 旭川電気軌道株式会社
 0166-32-2161 530分

3-4

領 収 書

天草市議会 様

領収金額
¥31,800-(10%標準対象 ¥31,800)
(内消費税等 ¥2,890)

上記正に領収いたしました

但 夕食代・68分として

松尾シンキスカ
ン 旭川支店
〒070-0032北海道旭川市
3条通7丁目左10
TEL: 0166-22-5259
登録番号: t2450002005140

担当者: [REDACTED]
領収書No: HD0020231018183325539

上記金額を領収いたしました
 〒078-8213 天草市議会様
 旭川市3条通り18丁目左3号
 旭川電気軌道株式会社 1名分

3-5

領 収 証

天草市議会 様

No.

★

¥5100-

但

食事代とて (6名分) 夕食代

上記正に領収いたしました

〒069-0841 江別市大麻元町154-13

社会福祉法人 日本介護事業団

就労継続支援A型事業所「なかま」江別

「なかま」江別 開拓うどん

「なかま」江別 こう福亭

D211R18

3-5

收 入	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
印 紙	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

領収印の押印は省略

領 収 書 添 付 書

No. 3

議員名 若山敬介

2023年10月19日(木)

札幌市議会様

領 収 証

¥35,412-

タ食代6名分

預/現計 ¥35,412
(消費税等)

3,219円を含みます)

但し、
花まる 時計台店
札幌市中央区北1条西2丁目1番地 札幌時計台ビル1F
TEL: 011-231-0870

担当者

登録番号 T5460401000110

0001-0808

* 財布等で保管戴く場合、印紙面で内側に折って保管願います。

3 - 6

大麻駅～ココリクえべつ

大麻駅～ココリクえべつ

領 収 書
No. 5645

日付	23年10月19日
車番	006120
メータ運賃	000
合計	¥1,230-

上記の通り領収致しました

消費税率 10%
登録番号 T9430001042411

毎度ご乗車ありがとうございます

大麻つばめ交通(株)

江別市大麻東町13番地14

TEL 011-386-8181

領 収 書
No. 0244

日付	23年10月19日
車番	006170
メータ運賃	000
合計	¥1,150-

上記の通り領収致しました

消費税率 10%
登録番号 T9430001042411

毎度ご乗車ありがとうございます

大麻つばめ交通(株)

江別市大麻東町13番地14

TEL 011-386-8181

3 - 7

ココリクえべつ～大麻駅

ココリクえべつ～大麻駅

領 収 書
No. 8721

日付	23年10月19日
車番	006090
メータ運賃	800
合計	¥1,230-

上記の通り領収致しました

消費税率 10%
登録番号 T9430001042411

毎度ご乗車ありがとうございます

大麻つばめ交通(株)

江別市大麻東町13番地14

TEL 011-386-8181

領 収 書
No. 8669

日付	23年10月19日
車番	006070
メータ運賃	800
合計	¥1,150-

上記の通り領収致しました

消費税率 10%
登録番号 T9430001042411

毎度ご乗車ありがとうございます

大麻つばめ交通(株)

江別市大麻東町13番地14

TEL 011-386-8181

ミす。

* 調査研究費及
* まとめて添付分
よ

領 収 書 添 付 書

No. 5

議員名 若山敬介

領 収 書

No.

発行日 2023/10/19

天草市議会 様

金額 ￥30,000-

但し 10/19 ICTパーク視察利用料として

上記正に領収いたしました。

内訳

税別金額

消費税額

一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO

〒070-0033

旭川市 3条通 7丁目 418-1

オクノ 6F

担当:

TEL: 0166-73-6968

3 - 9

2023年10月20日(金)

天草市議会 様

令貢 又 証正

￥9,438-

現金 ￥9,438 (消費税 等 ￥858)
(消費税 等 858円を含みます)

但し、飲食代として 昼食代 6名分
黄金色の豚

福岡県福岡市博多区大字下白井767-1

福岡空港国内線ターミナル3F

TEL: 092-409-5563

* 財布等で保管戴く場合、印紙面で内側に折って保管願います。

担当者

1241-3325

3 - 10

* 調査研究費及び研修費については、一回の視察分の領収書等は、まとめて添付できます。

* まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

領 収 書 添 付 書

No. 3

議員名 若山敬介

領 収 証

若山敬介 様 No. 945

金額

¥ 103200

内 訳

但

石狩例会旅費会計 (10/18~20)

現 金

R5

年 9月 25 日 上記正に領収いたしました

小 切 手

/

手 形

/

消費税額等(



消費税額等(

登録番号

熊本旅行株式会社 天草デスク

〒863-0013 熊本県天草市今釜新町3486

TEL 0969-27-0085 FAX 0969-27-0086

代表 江口奈美

GR1622

3 - 11

領收証

利用年月日 2023年10月18日

カード番号

(税率: 10%)
チャージ*取引内容
ご利用金額 2000円
(*は不課税)

- ・毎度ありがとうございます。
- ・この領收証は大切に保存してください。

発売駅名 羽田空港第1
号機番号 券A13
伝票番号 5516登録番号 T4010401020947
東京モノレール株式会社

3 - 12

* 調査研究費及び研修費については、一回の視察分の領収書等は、まとめて添付できます。
 * まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。

研修報告④

- 調査日 令和5年10月19日(木)
○調査先 北海道江別市
○研修内容 ココルクえべつの取り組みについて
○参加者 天草市議会議員 若山敬介

【研修目的】

現在、天草市においても民間の福祉事業体が様々な取組を展開されている。江別市における地域共生型社会の実現を目指した取り組みを研修することで、施設の取り組みが天草市の参考となることを目的とする。

【調査内容】

江別市では、平成29年に地域の特性や国が取りまとめた「生涯活躍のまち構想」(日本版CCR C)をもとに、地域の特色を活用し、市民が市外に転出することなく生涯にわたって安心して暮らし続け、また、若年層や障がい者など多様な主体が交流できる「共生のまち」の実現を目指す、江別版「生涯活躍のまち」構想を策定された。構想のコンセプトは①江別市民が住み慣れた地域で、生涯にわたり医療・介護サービスの充実や生活利便性が確保され、安心した生活ができる。②若年層や障がい者など多様な主体との交流による「共生のまち」を実現する。③地域の特色ある社会資源「4大学(酪農学園大学、北翔大学、札幌学院大学、北海道情報大学)地元産業、商店街など」を十分に活用することとされている。運営については、つしま医療福祉グループの社会福祉法人日本介護事業団が行っている。敷地内には、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・看護小規模多機能型居宅介護・就労継続支援A型事業所・サービス付き高齢者向け住宅・あさのわ保育園等の施設がある。地域交流拠点施設には、パン工房あさのわ・レストラン・天然温泉ココルクの湯・あじさいパークゴルフ場・交流農園があり、それぞれに障がい者が働いている。地域交流としては、多世代交流サロンや地域あそびのひろばやあそびの会inココルクえべつ・重度肢体不自由児者・医療的ケア児親子交流サロンなどが開催されている。随時開催イベントとして、ココルクえべつイベント大集合、ブックストリートinココルク、えほんのぱくりっこ、キッチンカーフェス等が開催されている。来場者数は年間に10万人を超えている。

【市の課題等について】

江別市においての取り組みは、基本的なコンセプトが市民を市外に出さないこと。施設で働く人を囲い込む施策が取られているように感じた。もしも天草市で似たような土地の整備や施設の建設を推進したならば、現在の福祉施設は確実に潰れて行くであろう。しかし、長期のスパンで考えた時に、働く人が減少し続ければ、また、確保できなければ施設の一元化も推察される。今後においても、自治体と民間が手を取り合って人数や人材の確保を進める必要がある。大きな転換期が来る前に、必要な手を打つ提案をして行きたい。

研修報告④

- 調査日 令和5年10月19日(木)
○調査先 北海道旭川市ICTパーク
○研修内容 ICTパーク運営事業について
○参加者 天草市議会議員 若山敬介

【研修目的】

現在、地方自治体においてもICTの利活用が盛んに取り組みを推進されている。旭川市においての先進モデルを研修することで本市の参考とすることを目的とする。

【調査内容】

旭川市では、令和2年に最先端の通信技術であるローカル5Gの環境を整備したICTパークにおいて、eスポーツを核とした中心市街地の賑わい創出による地域経済の活性化とICT人材育成を融合したモデル事業を展開するにあたり、関係機関や企業等が一体となり、ICTパークの運営に取り組むことを目的としてICTパーク推進協議会を設立された。令和3年には、ICTパークオープニングセレモニーが開催され、ICTパークの開設について、関係者及び市民への周知が図られている。また、ICTパーク推進協議会の会員である北海道新聞旭川支社主催によるコクゲキ最初のeスポーツ大会も開催された。その後には、ICTパーク推進協議会が最初の主催としてeスポーツ大会「コクゲキカップbaseball パワフルプロ野球2020」が新型コロナ感染拡大防止に取り組みながら約40名が参加して開催されている。また、ICTパーク推進協議会の会員でもあるNTT東日本が提供するコミュニケーションロボットSoTaを活用したプログラミング的思考体験教室の開催や旭川商工会議所が主催するICTパーク視察会、北海道eスポーツ連絡協議会及び道北eスポーツ協会と連携したeスポーツと地域ミ・ラ・イ旭川eスポーツセミナーなどが開催されている。しかしながら、運営に関しては施設の維持費が年間3400万円必要なことからイベント収入では追いつかないとのことであった。

【市の課題等について】

現在の天草市においても、ドローンを活用したスポーツの普及啓発を図るグループもあり少しづつではあるが広がりを見せている。旭川の事例を見ると先進的な取組には納得できるが、施設を整備したとしても運営を主体的にする企業や団体があるのかも未知である。これから時代に沿った取り組みであることは十分理解できるが、検討の余地がある。自治体のDX推進を図るとともにICTの利活用を積極的に推進することが必要であると深く感じた。もっと広い視野で研修を重ねて費用対効果の分析と合わせて視察を重ねて行きたい。

領 収 書 添 付 書

No. 4

若山敬介

01790-8-961220 | 天草市会計管理者

熊本県天草市

④ 納入通知書兼領収書

〒863-0001

天草市本渡町広瀬5-18

中尾 友二

様

年 度 05	課 名 議会事務局議会事務局総務係	調 定 番 号 00711916
-----------	----------------------	---------------------

金 額 104,000円	領 収 日 付 印 出納 肥後銀行 5. 4. 20 天 草 9
-----------------	---

ただし タブレット使用料 4月分（中尾議長ほか25名分）

上記の金額を納期限内に納付してください。

納入期限： 05年 04月 20日 馬場 昭治

○納付場所 肥後銀行	熊本銀行	九州労働金庫
天草信用金庫	熊本県信用組合	本渡五和農業協同組合
本渡五和農業協同組合	あまくさ農業協同組合	天草漁業協同組合
九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く）	天草市役所	

(納入者保管)

01790-8-961220 | 天草市会計管理者

熊本県天草市

④ 納入通知書兼領収書

〒863-0001

天草市本渡町広瀬5-18

中尾 友二

様

年 度 05	課 名 議会事務局議会事務局総務係	調 定 番 号 00724513
-----------	----------------------	---------------------

金 額 104,000円	領 収 日 付 印 出納 肥後銀行 5. 5. 19 天 草 16
-----------------	--

ただし タブレット使用料 5月分（中尾議長ほか25名分）
4,000円×26名

上記の金額を納期限内に納付してください。

納入期限： 05年 05月 19日 馬場 昭治

○納付場所 肥後銀行	熊本銀行	九州労働金庫
天草信用金庫	熊本県信用組合	本渡五和農業協同組合
本渡五和農業協同組合	あまくさ農業協同組合	天草漁業協同組合
九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く）	天草市役所	

(納入者保管)

* 調査研究費及び
*まとめ添付する

領 収 書 添 付 書

No. 4

議員名 若山敬介

01790-8-961220 | 天草市会計管理者

熊本県天草市 公 納入通知書兼領収書

〒863-0001

天草市本渡町広瀬5-18

中尾 友二

様

年 度 05	課 名 議会事務局議会事務局総務係	調 定 番 号 00736211
-----------	----------------------	---------------------

金額 104,000円

ただし タブレット使用料6月分（中尾議長ほか25名分）
4,000円×26名

上記の金額を納期限内に納付してください。

天草市長

馬場 昭治



納入期限： 05年 06月 20 日 馬場 昭治

◎納付場所
 肥後銀行 熊本銀行
 天草信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫
 本渡五和農業協同組合 あまくさ農業協同組合 天草漁業協同組合
 九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く）天草市役所

(納入者保管)

01790-8-961220 | 天草市会計管理者

熊本県天草市 公 納入通知書兼領収書

〒863-0001

天草市本渡町広瀬5-18

中尾 友二

様

年 度 05	課 名 議会事務局議会事務局総務係	調 定 番 号 00747809
-----------	----------------------	---------------------

金額 104,000円

領収日付印

出納

肥後銀行

5.7.20

天草

ただし タブレット使用料7月分（中尾議長ほか25名分）
4,000円×26名

上記の金額を納期限内に納付してください。

天草市長

馬場 昭治

◎納付場所
 肥後銀行 熊本銀行
 天草信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫
 本渡五和農業協同組合 あまくさ農業協同組合 天草漁業協同組合
 九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く）天草市役所

(納入者保管)

* 調査研究費及び研修費
 * まとめて添付する場合、

領 収 書 添 付 書

No. 4

議員名

若山敬介

01790-8-961220 天草市会計管理者

熊本県天草市 ④ 納入通知書兼領収書

〒863-0001
天草市本渡町広瀬5-18

中尾 友二

様

年 度 05	課 名 議会事務局議会事務局総務係	調 定 番 号 00808339
-----------	----------------------	---------------------

金 額	39,000円	領 収 日 付 印
ただし タブレット使用料1月分（中尾議長ほか25名分） 1,500円×26名		出納 肥後銀行 6. 1. 19 天 草 16
上記の金額を納期限内に納付してください。 納入期限： 06年 0月 19日 馬場 昭治		[REDACTED]
◎納付場所 肥後銀行 熊本銀行 天草信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫 本渡五和農業協同組合 あまくさ農業協同組合 天草漁業協同組合 九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く）天草市役所		

(納入者保管)

01790-8-961220 天草市会計管理者

熊本県天草市 ④ 納入通知書兼領収書

〒863-0001
天草市本渡町広瀬5-18

中尾 友二

様

年 度 05	課 名 議会事務局議会事務局総務係	調 定 番 号 00819644
-----------	----------------------	---------------------

金 額	39,000円	領 収 日 付 印
ただし タブレット使用料2月分（中尾議長ほか25名分） 1,500円×26名		出納 肥後銀行 6. 2. 20 天 草 17
上記の金額を納期限内に納付してください。 納入期限： 06年 02月 20日 馬場 昭治		[REDACTED]
◎納付場所 肥後銀行 熊本銀行 天草信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫 本渡五和農業協同組合 あまくさ農業協同組合 天草漁業協同組合 九州内のゆうちょ銀行及び郵便局（沖縄県を除く）天草市役所		

(納入者保管)

* 調査研究費及び研修費
* まとめて添付する場合

領 収 書 添 付 書

No. 7

議員名 若山敬介

01790-8-961220 | 天草市会計管理者

熊本県天草市 (公) 納入通知書兼領収書

〒863-0001

天草市本渡町広瀬5-18

中尾 友二

様

年 度 05	課 名 議会事務局議会事務局総務係	調 定 番 号 00828763
-----------	----------------------	---------------------

金 額 39,000円

領 収 日 付 印

ただし タブレット使用料 3月分 (中尾議長ほか25名分)
1,500円 × 26名上記の金額を納期限内に納付してください。
天草市長
馬場 昭治

納入期限 :

06年 03月 19日

馬場 昭治



◎納付場所
 肥後銀行 熊本銀行
 天草信用金庫 熊本県信用組合 九州労働金庫
 本渡五和農業協同組合 あまくさ農業協同組合 天草漁業協同組合
 九州内のゆうちょ銀行及び郵便局(沖縄県を除く) 天草市役所

(納入者保管)

* 調査研究費及び研修費については、一回の視察分の領収書等は、まとめて添付できます。
 * まとめて添付する場合、領収書等が重ならないようにしてください。